

令和3年6月定例会 総務委員会（事前）

令和3年6月16日（水）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

高井委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時36分）

直ちに、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、公安委員会関係の調査を行います。

この際、公安委員会関係の6月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（説明資料）

- 議案第15号 徳島東警察署庁舎整備等PFI事業の特定事業契約の変更特定事業契約について
- 報告第2号 令和2年度徳島県繰越明許費繰越計算書について
- 報告第8号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

な し

小澤警察本部長

私からは、本県の治安情勢と令和3年の県警察の主要施策について御報告します。

第1は、身近な犯罪の抑止です。

昨年中の刑法犯認知件数は約2,400件と、過去最多であった平成15年の約2割まで減少した一方、DV、児童虐待等、女性や子供が被害に遭う人身安全関連事案は高い水準で推移しており、本年も増加傾向を見せております。

DV・児童虐待等は事態が急展開し重大事件に発展する可能性があることから、こども女性相談センター等との連携を図り、被害者の安全確保を最優先とした対応に努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せず、社会不安が高まりを見せる中、こうした状況に乗じた犯罪の発生も懸念されます。

県警察といたしましては、引き続き、関係機関、団体と連携したパトロールをはじめ、SNSを活用した情報発信活動等、地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策に努めてまいります。

第2は、重要犯罪等の徹底検挙です。

重要犯罪等の発生は、県民の体感治安の低下につながることから、事件を認知した際には、本部と警察署が連携の上、捜査員を集中運用するなど早期解決に努めているところで

また、幅広い年齢層で被害が広がっている特殊詐欺事件につきましては、認知件数こそ減少したものの、被害額は9,100万円余りと約1,400万円増加いたしました。

この種の犯罪は、被害対象や手口が次々に変化するほか、全国を舞台に組織的に敢行されるケースが多いことから、タイムリーな情報発信により注意喚起を図るとともに、首都圏等に捜査員を派遣して実行犯検挙に向けた捜査を展開するなど、被害の未然防止と事件検挙の両輪で対策を強化してまいります。

第3は、交通事故の抑止です。

去年の交通事故件数は2,100件余りと減少基調となり、とりわけ死者数については、昭和35年以降最少の20人となりました。しかし本年に入り、死者数が昨日現在で13人と去年に比べ7人増加しており、既に交通事故多発警報が2回発令されるなど、大変厳しい状況となっております。本年発生した死亡事故は高齢者の占める割合が高い、シートベルト非着用率が高い、死者に交通違反が認められるという特徴があります。

こうした実態を踏まえ、関係機関・団体との連携による安全教育の推進、重大事故に直結する飲酒、暴走等の悪質、危険な違反の指導取締り、交通の安全と円滑に資する安全施設の整備等総合的な対策により、悲惨な交通事故が1件でも減少するよう努めてまいります。

第4は、大規模災害、テロ等への対処です。

本年は、東日本大震災から10年となる節目の年です。

近年、全国的に台風や豪雨による甚大な被害が毎年のように発生しているほか、本県においては、南海トラフ巨大地震の発生や集中豪雨による河川の氾濫等の発生が懸念されております。

県警察といたしましては、あらゆる自然災害に迅速かつ的確に対処できるよう、平素から自治体や関係機関と連携した訓練を重ね、対処能力向上に努めているところです。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会につきましては、テロ組織の拠点として利用されるおそれのある宿泊施設や爆発物の原料となる薬剤を販売する店舗への協力依頼等、引き続き、テロの未然防止に向けた諸対策を推進いたします。

第5は、組織基盤の強化です。

徳島中央警察署新庁舎の供用に合わせ、本年4月から留置施設の本部留置管理課による直轄運用を開始したほか、常設の留置施設を4警察署に集約するなど留置業務に係る負担軽減や現場執行力の強化に努めております。

また、交番、駐在所の統合につきましては、地域警察再編計画に基づき、県民の方々のニーズや治安情勢、地域、社会情勢の変化を踏まえ、対象施設や実施時期を検討しながら進めてまいります。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、基本的な感染予防対策に留意するとともに、バックアップ体制を積極的に運用するなど、業務継続に支障を及ぼすことがないよう配慮しております。

全国的に警察官等の感染事例が報道される中、本県警察においても昨日現在、警察官6名、一般職員1名の合計7名の感染事例が発生しました。それぞれ、感染者や接触者を待機させた上、バックアップ要員を派遣するなどして業務継続に努めましたが、改めて感染症対策の重要性を認識したところであります。

今後も新型コロナウイルスの感染状況等の推移を注意深く把握し、業務の在り方や体制の見直しを図るなど柔軟な対応に努め、業務継続に万全を尽くしてまいります。

以上、県警察が取り組む本年の主要施策について御説明いたしました。

委員各位の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平岡警務部参事官兼総務課長

私からは、徳島東警察署庁舎整備等PFI事業の特定事業契約の変更特定事業契約と令和2年度繰越明許費繰越計算書について、御説明いたします。

説明資料の1ページをお開きください。

まず、徳島東警察署庁舎整備等PFI事業契約について、御説明いたします。

徳島中央警察署旧庁舎の解体に際し、関係法令の改正により、アスベスト調査方法等に変更があったことから、増額の変更契約を締結するものであります。契約する金額は、設計、建設業務に関する対価として129万8,000円の増額であります。

続きまして、説明資料の2ページをお開きください。

令和2年度予算の繰越明許費について、御報告いたします。

2月定例会におきまして、繰越予定額の議決を頂いておりました。今回、一般警察活動費として、WEB会議システムの導入事業とWEB採用説明会開催事業に係る経費の全額380万9,000円の繰越額が確定したものであります。

御審議のほど、お願いいたします。

生原首席監察官

私からは、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について報告いたします。

お手元の総務委員会説明資料の3ページを御覧ください。

交通事故が4件です。

1件目は、本部少年女性安全対策課員の運転する捜査用車両が国道を進行中、前方で停止していた車両に追突した人身事故であり、賠償金額394万4,577円で和解いたしました。

2件目は、阿南警察署員の運転する捜査用車両が個人敷地内で後退中、倉庫のシャッターに衝突した物損事故であり、賠償金額7万180円で和解いたしました。

3件目は、本部交通規制課員の運転する公用車が店舗駐車場で停車中、ブレーキペダルの踏み込みが緩み、駐車場のフェンスに衝突した物損事故であり、賠償金額11万6,600円で和解いたしました。

4件目は、徳島名西警察署員の運転する公用二輪車が三叉路交差点を左折中、左方向から進入してきた車両と衝突した物損事故であり、賠償金額7万290円で和解いたしました。

専決処分の報告は以上でございます。

平岡警務部参事官兼総務課長

その他、報告事項はございません。

高井委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

井川委員

県警の皆さんは、日夜、県民の安心安全を守るために頑張っていておられるということで敬意を表するところであります。

ですが、この徳島東警察署の契約変更というのですか、130万円くらいです。私も総務委員会で何年かいるんですけど、前もくいか何かで費用の積み増しか何かをしましたよね。一応、P F I 事業と言って請負で受けているんだったら、何かあったからと、こんなにどんどん値を上げるのはおかしいのではないかと私は思うんです。こんなことがあっていいんだろうかと。

法律が変わったとか、どうのこうのあるんだろうけれど、請負で契約してやっているんだったら途中で値を上げていくというのは、民間や個人だったら許されるものではないし、その辺がどうなっているのか、もうちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

富永拠点整備課長

P F I 事業におけます追加の経費に係る御質問でございます。

委員からの御指摘にもありましたとおり、当該P F I 事業につきましては、追加の工事等が必要になった場合はそのリスク負担が事業者の負担にならないよう、ここまでは県警が、ここまでは事業者がと、ある程度リスク分担という形で決めているものでございます。

今回の法令改正によりまして、新たにアスベストの調査が付け加えられたのですが、契約後の法令改正によりまして新たな工事が必要になったことを事業者負担にさせると入札金額等の高騰にもつながるということで、当初からリスク分担を定めて、法改正によるものは県負担とするということです。これは、当然双方の協議に基づいて決めていますので、今回につきましては県側で負担するというところでございます。

井川委員

アスベストの件で法改正があったということです。基礎くいの時も同意いたしましたけれど、こう度々となったらおかしいような気がします。法令の改正があったというのは分かっているけれど、その前からアスベストなんていうのはずっと言われ続けられていることであるし、そんなことは当然分かっていたのところがうのか。見積りを取るんだったら、最初から入れておいて当たり前でなかったんだらうかと私は思うんです。

県警も事業者側も当然調査はしていたんだらうと思うんですけれども、今回どのような調査をするのか教えていただきたい。

富永拠点整備課長

今回の調査についてでございます。

この度の契約変更につきましては、先ほどから申しております法令改正ということで、本年4月に改正石綿障害予防規則などが施行されましたことを受けて、アスベストの飛散防止対策が強化されたことに伴うものでございます。

改正後の規則におきましては、建材の解体に伴いまして、アスベストを含む建材かどうかを事前に調査するに当たりまして、従来から一般的に行われております書面や目視という方法に加えまして、分析まで行うことが法令上で明確化されたというところが多くございます。

繰り返しになりますけれども、徳島中央警察署の庁舎整備事業におきましては、法令改正により生じた追加費用につきましては県が負担することとされていることを踏まえまして、アスベストに関する分析費用についての増額を行うものでございます。

今まで調査ということで、飛散の危険性が高いものについては把握しておったわけですが、今回、書面や目視によってもアスベストの有無がよく分からないものにつきましては、更に分析調査を行うことと新たな法令で明確化されたところでございます。これに基づいて、今回対象となる検体を分析調査に出すことが必要となったことを受けて、この分析調査に係る追加費用を増額させていただくものでございます。

井川委員

分析費用ということです。これ以上踏み込んだことはあれやけれど。

アスベストによって健康被害があったらいけないということは十分分かっておりますが、こんな法令改正は、もっと早くから分かっていたのと違うのかと思うのだけれど、こういうことが盛り込まれていなかったんですか。何かおかしいなと思います。

あと、それをするによって、これからの新ホール整備の一連の流れに事業の遅れとか、そんなのはどうなんですか。余り関わりはないんですか。

富永拠点整備課長

事業スケジュールへの影響ということでございます。

徳島中央警察署の旧庁舎の解体工事におきましては、今月から、この度の分析調査と並行する形で、分析調査と関係のない箇所から順次進めることとしております。本年12月末までに完了するというので、これから進めてまいることとしております。

スケジュールにおきましては、それなりに余裕を持たせたものとなっております。本件分析調査の結果によりまして、直ちにスケジュールが遅延するようなことはないと考えています。

しかしながら、大規模な解体工事におきましては、解体を進めていく中で、例えば、屋根裏、階段裏など解体してみるまで目の届かなかったところから新たにアスベスト含有の疑いがある建材が見つかることもあります。そういった場合には工事を一時停止せざるを得ないケースも考えられます。

県警察といたしましては、可能な限り、スケジュールに遅延が生じてくることがないよう、事業者との協議を進めながら解体工事を進めてまいりたいと考えております。

井川委員

工期は遅らせないということで頑張ってくれるんだらうけれど、仮にアスベストが発見されたときは、それを取るからまた増額させてくれという話になるんですか。

富永拠点整備課長

追加費用に係る御質問でございます。

この度の分析調査によりまして、アスベスト含有建材であると判明した場合には、その後の対応につきまして事業者と協議することになります。そのアスベスト含有建材が、例えば、壁面に直接吹き付けられたものであるなど、特にアスベストの飛散のリスクが高いものであるときには、その除去費用につきまして、これまでの事業者との申合せなどに基づきまして、県で負担することもあり得ると考えております。

また、繰り返しになりますけれども、大規模な解体工事におきましては、解体を進めていく中で新たにアスベスト含有の疑いがある建材が見つかることもございます。そうした場合におきましては、見付かった建材がアスベスト含有建材かどうかをまた更に調査して、それがアスベスト含有建材であると判明した場合においては、やはりその除去費用について事業者と協議をするということになります。

この度の分析調査の結果や今後の解体工事の状況によりましては、解体費用の増額をお願いする場合もあると考えております。

井川委員

何を言っても人の健康というのが一番なので、余りきついことも言えんのだけれど、次々次々また変更というのは格好悪いし、議会をなめとんのかというところもありますので、是非とも最小限で食い止めていただきたいというところでございます。

アスベストは今、大変な、いろいろあります。状況はある程度分かりました。建屋も50年も60年も前に建てたものだから、その当時のことを分かる者もおらんだらうし、多分製図も隅々まではないだらうし、いろいろと分からないところもあるのかも分かりません。くれぐれも、金を使うなどとは言わんけれど、慎重に進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

梶原委員

私は2点お伺いしたいと思います。

先ほど本部長から今年交通死亡事故について御報告がありました。5月末の時点で、昨年と比べて5人増加で13人ということです。この増加率は全国ワースト、160パーセント増ということをお聞きしております。また、今年に入って交通事故死亡多発警報も2回、既に発令されておりまして、大変厳しい状況が続いているということをお聞きしています。

私は、コロナ下で交通量も減り、また事故件数も減少傾向かなと思ったんですが、今年は死亡事故が急増しておりまして、今後の対策が非常に重要かと考えております。

まず、本年の全体的な交通事故の件数と死亡事故の件数を、改めて教えていただきたいのと、昨年との比較を踏まえた推移を教えていただきたいと思います。

笠井交通部参事官兼交通企画課長

本年の事故件数、死亡事故の件数についてです。

本年、交通事故発生件数は5月末現在で814件、うち死亡事故は13件で、死者数は13人となっております。昨年同時期に比べまして、交通事故の発生件数は14件の増加、死亡事故は8件、8人の増加となっております。

梶原委員

発生件数も増えているんですけども、死者数がやはり8人も増えているということで、大変厳しい状況かなと思っております。この死亡事故が増えている原因を、しっかり分析することが大事かなと思うんですけども、今回の死亡事故が増えている特徴にどういふものがあるのかと、その辺をどういうふうに分析されているのか教えていただきたいです。

笠井交通部参事官兼交通企画課長

本年の死亡事故の特徴についてです。

本年5月末現在の交通死亡事故は、四輪車の単独自損事故が5件、オートバイと四輪車の出会い頭の事故が3件、四輪車と人との事故が4件、四輪車同士の右折直進事故が1件となっております。昨年同期と比べまして、四輪車の単独自損事故が3件の増加、四輪車と人との事故が4件増加となりました。

また、四輪車の単独事故5件は、いずれもシートベルト非着用となっており、交通事故死者13人のうち65歳以上の高齢者が8人と、前年同期と比べまして4人の増加という特徴が見られております。

梶原委員

お聞きしましたら、シートベルトの非着用と65歳以上の高齢者の方が8人ということで高齢者の事故が多いということです。今後の分析結果を踏まえて、しっかり対策をしてやっていかないといけないと思うんですが、今後はどういうふうな取組をされるか教えていただきたいです。

笠井交通部参事官兼交通企画課長

現在の状況からどのような対策を講じていくかということです。

今年度の交通死亡事故抑止重点といたしまして、子供と高齢者の交通事故防止、夜間の交通事故防止、飲酒運転等悪質危険運転の根絶、全席シートベルトの正しい着用の徹底、自転車利用者に対する交通ルールの周知の5項目を掲げ、関係機関、団体と連携した総合的な取組を推進しております。

県警察においては、死亡事故が急増し、先ほど御説明した交通死亡事故の特徴を踏まえ、特に、制服警察官による交差点での街頭監視、また、パトカーや白バイでの流動警戒、シートベルト非着用違反をはじめとする指導取締りを強化するとともに、引き続き、高齢者に対する交通安全啓発活動を重点的に進めてまいりたいと考えております。

梶原委員

私は徳島市内に住んでいるんですけれども、大変お忙しい中、昨日も両国橋の所で警官の方が立っておられていたり、結構取締りをやっていたというふうに感じております。ただ、数字を見るとやはり死亡事故が増えている悲しい現実がございますので、しっかり取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それとあともう1点、今日、専決処分の報告に、職員による交通事故の報告が数件載っております。この中で、特に約400万円の高額な賠償となった事例もありまして、これは県民の方に多大な御迷惑をお掛けしているというふうに伺えるんです。警察官の方は交通安全のプロだと思います。なかなか難しいことなんです、職員の方による交通事故はゼロであることが理想かなと思っております。

今後、警察職員の方に対しての交通事故抑止に向けた取組も大事になってくると思うのですが、その辺はどういうふうにお考えになっているか教えていただきたい。

生原首席監察官

職員の事故防止に向けた取組について、御質問を頂きました。

過去5年間の職員に過失がある交通事故を見てみますと、事故原因の約8割が安全確認が不十分であったことによるものです。その中身は、後退中や方向変換中などに静止物に接触するといった形態の事故が多く、運転技術が未熟なことや注意力が散漫であったことが大きな要因と考えております。

委員の御指摘のとおり、県民の方に交通安全とか事故防止を呼び掛ける警察職員の事故が多いということは、これを1件でもなくしていくことが県警察としても大きな課題と考えております。

管理職など年齢の高い職員よりも比較的若手職員の方が運転する機会が多いわけでありまして、若手職員の中には運転が苦手な者や運転技術が未熟と思われる者もおりまして、そうした者に対し、いかに効果的な訓練を実施するかが課題となっているところでございます。

県警察では、こうした実態を踏まえまして、二輪や四輪車の公用車を運転する機会が多い警察署や本部の若手警察官を中心に研修会を実施しているところでございます。

具体的には、県内を四つのブロックに分けまして、交通機動隊員であつたり運転免許課員らの指導の下、S字やクランク走行、またバック走行、車庫入れによる方向変換等の運転技能訓練を行って、運転技術の向上と安全運転意識の啓発を図っているところでございます。

今年は、これまで6月7日と翌8日に、県西部ブロックと県北部ブロックで、先ほど説明した事故の当事者を含む計55人を対象に、この訓練を実施したところでございます。

今後も引き続き、こうした研修会を行うことによって、職員の運転技術の向上と安全運転意識の啓発に努めてまいりたいと考えてございます。

梶原委員

聞き忘れていたんですが、今回専決処分で賠償金額が約400万円ということで、この事

故の概要、どうしてこれだけ高額になったのか教えていただきたい。

生原首席監察官

高額になった事故の件でございます。

本件は、先ほども申しましたけれども、捜査用車両が国道28号線を進行中に、前方で右折するために停止していた車両に追突し、乗車していたお二方を負傷させたものでございます。後方からの追突事故であって100パーセント当方に過失があるものでございます。

賠償額394万4,577円の内訳は、追突した車両の運転者と同乗者のお二方の治療費、慰謝料、休業損害等の対人賠償で365万8,517円、車両に対する賠償で28万6,060円になります。治療費等の対人賠償額は、治療期間が約5か月に及んだ結果でございます。

梶原委員

後方からの追突で、過失100パーセントということです。

大変大きな事故で、被害者の皆さんの一刻も早い御回復を願っております。

本当に警察の皆様は大変な職務を担われていることは重々承知しておるんですけども、やっぱりこうした事故は二度とあってはいけないと思いますので、今後もう一度気を引き締めて頑張っていたきたいと思いますので、よろしくお願いします。

東条委員

先ほど本部長のほうから、このコロナ禍のDVなどが増えていますというようなお話でございました。

私も、これまで男女共同参画の推進とかDV、性暴力というものに取り組んできたわけですが、一番インパクトがあったのが、2006年に吉野川市で子供の目前で被害者の方が二十数箇所を刺されて殺害されるという事件がありました。その被害者の方から相談を受けていたことがありました。それで警察のほうに呼ばれまして事情聴取みたいなことをしたんです。その時に、警察はすごく入りにくいというか、行ったら男性ばかりで、お話しするのがなかなかできないような状況だったわけですが、最近は女性が少し増えてきているというような認識があるんです。

警察官、職員の採用、特に女性ですけども、今どういうふうになっているのか。例えば、目標みたいなものがあるのだったらそれも教えていただきたいんです。

船本警務部参事官兼警務課長

警察職員の採用状況、女性の採用について目標がないのかという御質問でございます。

警察職員の採用につきましては、欠員補充の原則から退職者数に応じた人数を採用しておりますが、年によって多少の差はございますが、令和2年度においては、競争試験を経て採用いたしました警察官は54人、一般職員は9人でございます。採用いたしました警察官54人のうち11人が女性警察官でございまして、その占める割合は20.4パーセントとなっております。また、採用いたしました一般職員9人のうち7人が女性職員でございまして、その占める割合は77.8パーセントとなっております。こうした採用状況につきまして、過去5年間程度ですけれども振り返ってみますと、おおむね同じような傾向で推移して

いるというところでございます。

目標でございますけれど、女性警察官の採用に関しまして、県警察におきましては、全警察官に占める女性警察官の割合を令和4年4月1日までに10パーセントに、その後も更に令和8年4月1日までに12パーセントに引き上げるという目標を掲げてございまして、女性警察官の積極的な採用に努めておるところでございます。

東条委員

性暴力などの問題も女性に相談しやすいという状況がありますので、その辺も是非、目標を決めて進めていただきたいと思います。

でも、女性を雇うとどうしても出産とか育児とかいろんな状況で辞められたりする場合があります。そういうときに県警は再採用という仕組みもあるというふうに聞いたんですけれども、その制度の概要とか、本当に復帰をされた方がいらっしゃるのであれば教えていただきたいんです。

船本警務部参事官兼警務課長

再採用制度についての御質問でございます。

再採用制度につきましては、結婚、出産、育児、介護等のやむを得ない理由で、警察官を退職した者を再度警察官として採用するというものでございます。

この制度につきましては、総務委員長の御提案も踏まえまして、平成30年から運用を開始しているところでございます。警察官として業務を行っていくには、警察学校における教養はもとより、一定期間、現場で経験を積むことが極めて重要であります。本制度は、育児等の理由でやむを得ず職場を離れることとなった警察官を採用するものでございまして、再び即戦力として活躍が期待できるというところでございます。

これまでの実績といたしましては、平成31年に女性警察官1名を採用したところでございまして、本年も採用選考試験の実施を予定しているところでございます。少子化等の理由によりまして、新規採用者の確保が困難になる中、引き続き、こうした制度を活用いたしまして、優秀な人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

高井委員長

東条委員、事前委員会は提出予定議案と緊急を要する案件ということで、できるだけ絞らせていただいておりますので御配慮お願いいたします。

東条委員

はい、分かりました。

相談を受ける場合に、女性が相談を受けやすい状況、環境を是非作っていただいて、あらゆる相談があると思いますけれども、女性も男性と同じようにはいかならないと思いますが、命に関わるような案件の場合は、是非、女性が相談に当たるような配慮をしていただくようお願いして、質問を終わらせていただきます。

元木委員

私からは、繰越明許費の中のWEB会議システムの導入について具体的な取組を教えてくださいましたらと思います。

そもそも、このWEB会議システムというのはどういったものなのかを教えてくださいましたらと思います。

平岡警務部参事官兼総務課長

WEB会議システムについてでございます。

従来、県警察の部内会議は出席者が警察本部庁舎に参集して開催していたところでございます。今回、警察専用ネットワークの端末内に新たにシステムを導入し、オンラインでの会議が開催できるというふうなことでございます。このシステムの導入によりまして、会議出席者の接触機会の低減が図られるとともに、業務の改善、効率化につながるものと考えているところでございます。

元木委員

今のコロナ禍においての有効な施策の一つなのかなと感じておるわけでございます。

これは具体的にどういった部局、またどういったエリアで展開していかれるのかお伺いいたします。

平岡警務部参事官兼総務課長

このWEB会議システムの導入につきましては、現在、職員が使用しておりますパソコンに取り付けることが可能となっております。

そこで、本部執行隊でありますとか交番等のパソコンがある所にそれぞれつなぐことができるということで、捜査会議でありますとか、例えば災害指揮現場等でも活用できると考えております。

また、業務内容によりましては、例えば許認可の関係で書類等をWEB会議で本部のほうに確認してもらうというふうなことにも活用できるのではないかと考えております。

元木委員

このWEB会議システムの導入はどういった現状でされておられるのか。

そして、将来的にどの程度まで普及をさせていくようなスケジュール、規模感で考えておられるのかお伺いいたします。

高井委員長

小休します。（11時16分）

高井委員長

再開します。（11時17分）

平岡警務部参事官兼総務課長

現在、入札等を行っているところでございまして、早期導入に向け、準備を進めている

という途中でございます。

高井委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、公安委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時17分）